

資料編

- 光駅周辺地区拠点整備基本構想検討会議設置要綱
- 光駅周辺地区拠点整備基本構想検討会議委員名簿
- 用語解説

○ 光駅周辺地区拠点整備基本構想検討会議設置要綱

平成29年4月14日
告示第32号

(設置)

第1条 光駅周辺地区拠点整備基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に関し、専門的な見地からの意見、助言等を求めるとともに、本市のまちづくりの基本姿勢である「人や世代を結ぶ『きずな』」の考え方を踏まえた市民参画を推進するため、光駅周辺地区拠点整備基本構想検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 検討会議の任務は、基本構想の策定に関し、意見及び提言を述べ、又は助言を行うこととする。

(組織)

第3条 検討会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 商工業又は観光関連団体関係者
- (3) 交通事業関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 市民活動団体関係者
- (6) 公募により選出された者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定により市長が委嘱した日から基本構想の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討会議の会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 会議は、公開するものとする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、建設部都市政策課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月14日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、第4条に規定する基本構想の策定が完了する日限り、その効力を失う。

○ 光駅周辺地区拠点整備基本構想検討会議委員名簿（敬称略）

氏名	所属等	備考
鷗 心 治	山口大学大学院	会長
目 山 直 樹	徳山工業高等専門学校	副会長
中 川 敬 造	光市老人クラブ連合会	
末 本 恵美子	光市中心身障害児者団体連絡協議会	任期：～平成30年3月31日
中 原 健 次		任期：平成30年4月1日～
渡 辺 正 善	一般財団法人 山口県保育協会	
国 政 稔 己	西日本旅客鉄道株式会社広島支社 企画課	
西 村 信 浩	中国ジェイアールバス株式会社 運輸部運輸課	
清 水 延 隆	周南近鉄タクシー株式会社	
内 山 里 江	一般社団法人 山口県建築士会光支部	
藤 井 勝	光商工会議所	
松 原 眞喜雄	光市観光協会	
小 田 隆 紹	浅江商店会	
橋 本 均	浅江地区コミュニティ協議会	
山 本 俊 彦	国土交通省中国地方整備局建政部 都市・住宅整備課	任期：～平成30年3月31日
森 山 泰 人		任期：平成30年4月1日～
小 倉 和 久	山口県土木建築部 都市計画課	任期：～平成30年3月31日
堀 川 治		任期：平成30年4月1日～
河 野 みどり	公募	
須 内 章 雅	公募	
岡 村 昭 治	公募	

○用語解説

見出し	語句	解説
あ行	案内サイン	駅の利用者や観光客などに、場所の情報や目的地までの誘導などを行う案内標識のこと。
	オープンスペース	都市の中で、建造物等が建っていない場所。市民や利用者の憩いの場所であり、各種のイベントやレクリエーションなどでも活用される。また、防災上でも重要な役割を果たす。
か行	回遊ネットワーク	誰もが、安心して、楽しく、快適に、一定のエリアを回遊できるよう、空間を一体的につないでいく考え方。
	協働	自立した対等な立場の者同士が、各々の異なる知識や資源を持ち寄って共通の目的のために働くこと。
	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
	跨線橋	鉄道線路の上をまたぐような形で架けた橋のこと。虹ヶ丘跨線橋は、光駅の北側と南側を結ぶ歩行者専用の橋である。
さ行	商業地域	用途地域のうち、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域。
	瀬戸内海国立公園 第二種特別地域	自然公園法によって指定された瀬戸内海を中心とする国立公園。第二種特別地域は、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域。
た行	第一種住居地域	用途地域のうち、住居の環境を保護するため定める地域。
	第一種低層住居専用地域	用途地域のうち、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。
	都市機能増進施設	医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものこと。
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊や土石流、地滑りの警戒を要する、土砂災害防止法に基づき指定された区域のこと。
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる、土砂災害防止法に基づき指定された区域のこと。
は行	フォトジェニック	写真写りが良い、写真映えすること。
や行	ユニバーサルデザイン	子どもから高齢者、性別、国籍、人種、障害の有無等にかかわらず、全ての人が使いやすい施設や製品、情報を設計する考え方、また、全ての人が使える都市や生活環境を計画する考え方。
	用途地域	都市の状況及び将来像を勘案した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進及び良好な都市環境の形成を図るため、区分を定めた地域。
わ行	ワークショップ	テーマについて参加者が自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら意見や提案をまとめる場。問題解決や合意形成の手法として用いられることが多い。
英数字	PPP/PFI	PPP(Public Private Partnership)とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。

光駅周辺地区拠点整備基本構想

平成 31 年 3 月

発行：山口県光市

編集：光市建設部都市政策課

〒743-8501 光市中央六丁目 1 番 1 号

TEL:0833-72-1574 FAX:0833-72-3478

E-Mail:toshi@city.hikari.lg.jp

